

## 南木曾町議会災害対策支援本部設置要綱

### (目的)

第1 この要綱は、南木曾町内での地震、台風その他の事象による災害発生時における南木曾町議会議員（以下「議員」という。）の迅速かつ適切な活動の指針を定めることにより、南木曾町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧並びに被災者の支援に寄与することを目的として、南木曾町議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (議会本部の設置)

第2 南木曾町議会議長（以下「議長」という。）は、町対策本部が設置されたときは、これに協力及び支援するため、議会本部を設置することができる。

2 議会本部は、南木曾町役場「議員控室」に設置する。ただし、庁舎が使用できない場合は、町対策本部と協議し、議長が別に定める。

### (議会本部の組織)

第3 議会本部は、議会本部長、議会副本部長、議会本部員をもって構成する。

2 議会本部長は、議長をもって充て、議会本部の事務を統括し、議会本部員を指揮監督する。

3 議会副本部長は、副議長をもって充て、議会本部長を補佐し、議会本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議会本部員は、議員（議長、副議長を除く。）をもって充て、議会本部長の命を受け、議会本部の事務に従事する。

### (議会本部の事務)

第4 議会本部は次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議会本部構成員の安否確認を行うこと。
- (2) 町対策本部から災害情報の報告を受け、議会本部員に情報提供を行うこと。
- (3) 議会本部構成員から災害情報を収集、整理し、町対策本部に情報提供を行うこと。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) その他議会本部長が必要と認める事務

(議会本部員の活動指針)

第5 議会本部員は、災害の発生を認知した場合は、次に掲げる指針により活動するものとする。この場合において、議会本部が設置

されたときは、議会本部の指示に基づいて活動するものとする。

(1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること。

(2) 議会本部から情報提供を受け、地域の防災活動に資すること。

(3) 被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて議会本部に報告すること。

(4) 被災地における救援活動に協力すること。

(5) 被災者に対する相談及び情報提供等を含むその他の援助を行うこと。

(町対策本部への要請等)

第6 町対策本部への要請及び提言については、緊急の措置を除き、議会本部長を通じて行う。

(災害発生時の参集)

第7 議会本部長、議会副本部長及び議会本部員は、地震、台風その他の事象により、町域において大規模な災害が発生すると思料するときは、議会本部長が別に定める基準に従い、議会本部長が指定する場所に参集するものとする。

(議会事務局の職員の職務)

第8 議会事務局の職員は、議会本部の事務を補助する。

2 事務局長は、町対策本部の会議等において得た情報を、議会本部に提供するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、議会本部の運営に関し必要な事項は、議会本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、議会の議決の日(平成27年6月17日)から施行する。

## 大規模災害発生時の南木曾町議会議員の行動マニュアル

### 1. 初動時の参集基準

南木曾町議会議員は、南木曾町の町域において大規模災害の発生を防災無線、テレビ、ラジオ等で覚知したときは、「南木曾町議会災害対策支援本部設置要綱」及び次の基準に基づき行動する。

#### (1) 地震災害の場合

震度等	参集する者	参集場所
震度5弱	議会本部長、議会副本部長	南木曾町議会
震度5以上 (町において災害対策本部を設置)	議会本部長、議会副本部長 (議会災害対策支援本部設置)	議会本部長が指定する場所
議会本部長から指示があったとき	議会本部長、議会副本部長、議会本部員	議会本部長が指定する場所

#### (2) 水害、豪雪、その他の災害の場合

状況等	参集する者	参集場所
町において災害対策本部を設置したとき(*)	議会本部長、議会副本部長 (議会災害対策支援本部設置)	南木曾町議会
議会本部長から指示があったとき	議会本部長、議会副本部長、議会本部員	南木曾町議会

\* 「町災害対策本部の設置基準」(南木曾町地域防災計画より)

- ① 激甚な災害が発生するおそれがあるとき。
- ② 震度5弱・強の地震が観測されたとき。
- ③ 町域に局地的な災害が発生したとき。
- ④ 噴火警報(レベル4以上)が発表されたとき。
- ⑤ その他町長が必要と認めたとき。

## 2 参集又は活動時の留意事項

議員は、参集又は活動する場合、次の事項に留意し行動する。

### (1) 服装・携帯品

防災活動に支障のない安全な服装（原則として作業服）とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ及び筆記用具をできる限り携行する。また、必要に応じ、個人用として食料や飲料水等を携行する。

### (2) 交通手段

安全な交通手段を選択し、必要に応じて徒歩、自転車またはバイクを利用する。

### (3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助等適切な措置をとる。

### (4) 被害状況等の収集

被害状況や災害状況等情報収集に努め、必要に応じて議会本部に報告する。

## 3 南木曾町議会・災害時行動マニュアル（期別）

初動	① 町が災害対策本部を設置した場合、町対策本部から議長に対し、その旨の連絡 ② 議長は副議長等と協議し、南木曾町議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）の設置を決定 ③ 議会本部を役場の議員控室に設置 ④ 議員及び町に対し議会本部の設置を報告
初期	① 各議員は、自身の安否・居所・連絡先等を議会本部に連絡 ② 各議員は本部の指示に基づき、現地における情報収集及び支援活動への協力、又は議会本部に集合
中期	① 町災害対策本部との情報交換と諸要請の実施 ② 被災者に対する相談及び情報提供等を含む支援
後期	① 議会全員協議会を開催して被災状況の掌握 ② 町災害対策本部への協力 ③ 避難所等の視察 ④ 国・県等への要望活動 ⑤ 必要により、臨時会の開催要請